

【オープンバッジオプション利用規約】

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社デジタル・ナレッジ（以下「当社」といいます。）が提供するソフトウェア「KnowledgeDeliver」ないし「ナレッジデリ」サービスに付随して提供するデジタル証明書発行オプション「オープンバッジオプション」（以下「本オプション」といいます。）の利用に関する諸条件を規定するものです。

第1条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は次の通りとします。

（1）契約者

本規約に基づき本オプションを管理者として利用する申込みをし、当社がそれを承諾した方を指します。

（2）基幹契約

本オプションが付随する本体である「KnowledgeDeliver」ないし「ナレッジデリ」の利用契約を指します。

（3）エンドユーザ

契約者本人を含む、本オプションを通じてオープンバッジを利用するすべての方を指します。

（4）IMS

本オプションサービスで使用するデジタル証明書規格「オープンバッジ」の提供元である国際標準化団体 IMS グローバル・ラーニング・コンソーシアムを指します。

（5）バッジ

本オプションを使用して、契約者が作成しエンドユーザに発行するオープンバッジ規格に基づくデジタル証明書の各々を指します。

（6）バリデーション

本オプションの使用により発行されたバッジが正当かつ有効なものかを照合する手続きを指します。

第2条（本規約の運用）

1. 本規約は、当社と契約者との間の、本オプションの利用に係る一切の關係に適用されるものとします。
2. 本オプションの利用によるバッジ発行以降に発生した、バッジの保管や運用により生じたトラブル等については、当社及び当規約は一切関知しないものとします。
3. 契約者は、当社が本規約のほかに本オプションに関する利用条件を別途提示した場合は、それらの利用条件にしたがって本オプションを利用するものとします。

4. 当社は、本規約を当社のホームページなど適切な場所にて公開し、本規約の変更の際には事前に告知を行うものとします。本規約変更後の本オプションの継続利用を以て、契約者は本規約の変更を了承したものとします。

第3条（本オプションの利用）

1. 本オプションは、本規約に同意しその旨を別紙「オープンバッジオプション利用申込書」に記入の上、本オプションの利用を含めた基幹契約を締結した契約者が管理者として利用できるものとします。
2. 本オプションの運用に必要となる、バッジ発行元団体としての URL 及び担当者メールアドレスに関しては、契約者が任意のものを用意し、実際のバッジ発行に際してはそれらの URL 及びメールアドレスがバッジにデータとして組み込まれ公開されることを契約者は承諾するものとします。
3. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なしに、本オプションを管理者として利用する権利を第三者に譲渡しないものとします。

第4条（利用料金及び支払い）

1. 契約者は、当社が別途定める本オプションの利用料金をこれにかかる消費税相当額と併せ、当社所定の方法により当社に支払うものとします。
2. 本オプションの利用料金は、本規約で明示的に規定する場合を除き、返金されません。
3. 本オプションの利用料金が支払期日までに支払われなかった場合、当社は、本オプションの提供を直ちに中止することができるものとします。当社は、この措置により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

第5条（契約者による本オプションの利用中止）

契約者は、本オプションの利用中止を希望する月の前々月までに別途当社の定める方法で当社に通知し、かつ中止月までの未払利用料金を支払うことにより本オプションの利用を中止することができるものとします。

第6条（本オプションのやむを得ない理由による停止、廃止）

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生した場合、もしくは発生する虞がある場合、当社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う必要がある場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、契約者及びエンドユーザに事前に通知することなく、契約者及びエンドユーザに対する本オプションの提供の全部又は一部を停止または中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく本オプションの提供の停止または中止によって生じた契約者、

エンドユーザ及び第三者の損害については、一切責任を負わないものとします。

第7条（本オプションの変更、追加、廃止）

1. 当社は、IMSによるオープンバッジ規格自体の変更などを含め、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本オプションの内容の全部又は一部の変更及び追加、本オプションの内容の一部の廃止をすることができるものとします。ただし、本オプションの全ての廃止、それまで発行した全てのバッジがバリデーションにおいて無効になるなど重大な変更を行う場合には、当社が適切と判断する方法で、契約者に事前にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、前項に基づく本オプションの提供の変更、追加または廃止によって生じた契約者、エンドユーザ及び第三者の損害については、一切責任を負わないものとします。

第8条（データの保持）

1. 当社は、契約者が本オプションを用いて発行したバッジのバリデーションに必要なデータに関し、契約に基づき契約者の本オプションの利用が続く限り1日1回のバックアップデータ取得を行うものとします。
2. 基幹契約の終了の際、または本オプションが個別に利用終了となった際、終了日以降に当社は契約者が本オプションを用いて発行したバッジのバリデーションに用いるデータ及びそのバックアップを順次削除いたします。これにより、基幹契約終了後または本オプション利用終了後は、発行したバッジがバリデーションにおいて無効なものとなります。
3. 契約者は前項を理解の上、基幹契約終了後または本オプション利用終了後における該当バッジの有効性に関し当社に一切の責任を問わないものとします。

第9条（個人情報の保護）

1. 当社の個人情報保護（個人情報とは、個人情報保護法第2条第1項に定めるものをいう）についての基本方針は、別に定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」によるものとし、本オプションの運用に係る個人情報も当社はこれらの方針に基づき取り扱うものとします。
2. 契約者が本オプションの利用に関連して知りえたエンドユーザの個人情報については、契約者自身が管理、保護するものとし、契約者の定める個人情報の保護に関する規定や個人情報収集の規定によるものとします。当社は、契約者の定める規約や管理、保護に対していかなる義務や責任も負わないものとします。
3. 学習記録などエンドユーザの個人情報を内包して発行されるバッジに関しては契約者が自らの責任と方針において取り扱うものとします。当社は発行されたバッジ及

びそれらが含む個人情報に関しいかなる義務や責任も負わないものとします。

第10条（著作権等）

1. 当社が本オプションにおいて契約者に提供する、ソフトウェア及びソフトウェアに付属するマニュアルなど関連書類の著作権及びその他一切の知的財産権は当社に帰属します。
2. 契約者は、当社が保有するサーバ上の契約者及びエンドユーザによるアクセスログ等を、当社が契約者への報告、サービスの改善等を目的に使用することを承諾するものとします。

第11条（禁止事項）

1. 契約者は、本オプションの利用において、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - （1）詐欺行為、その他犯罪に結びつく行為
 - （2）他人の著作権、商標権等の知的財産を侵害する行為
 - （3）他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
 - （4）当社のサービス業務の運営・維持に支障を与える行為
 - （5）他人になりすまして情報を送信もしくは表示する行為
 - （6）当社の承諾なく、同種又は類似の業務を行う行為
 - （7）その他、法令もしくは公序良俗に違反する行為、又は他人に不利益を与える行為
 - （8）本オプションで使用するソフトウェアの修正、変更、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為
 - （9）前各号のいずれかに該当する虞のある第三者のデータ、情報等へリンクする行為
2. 契約者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は、契約者への事前通知及び承諾なしに本規約を解除することができるものとします。また、契約者が前項各号に該当する行為を行ったことで第三者ないし当社が損害を被った場合には、その行為を行った契約者はかかる損害の全てを賠償するものとします。

第12条（情報の削除）

1. 当社は、契約者が本オプションを利用して登録、または提供した情報が以下の各号に該当すると判断した場合、契約者に通知するとともに、当該情報を削除することができるものとします。
 - （1）第11条第1項各号の禁止行為に該当する場合
 - （2）本オプションの保守管理上必要であると当社が判断した場合

(3) 登録、提供された情報又は文章等の容量が別途当社の定める記録容量を超過した場合

(4) その他、当社が必要であると判断した場合

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。
3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、又は情報を削除しなかったことにより契約者、エンドユーザ、もしくは第三者に発生した損害について一切責任を負わないものとし、契約者は、当該削除したこと、又は当該削除しなかったことにより当社が受けた損害を補償するものとし、

第13条（無保証と当社の免責）

1. 当社が提供する本オプションの内容は、当社がその時点で合理的に提供可能なものに限定され、当社は、本オプションの継続性、通信の完全性及び確実性を含む信頼性、IMSによるオープンバッジ規格のバージョン更新に対する即応性、セキュリティ保護性、データ保護性、無エラー性、無ウイルス性、不具合修正の確約、品質満足度並びに契約者の特定目的への適合性を含むいかなる類の保証も行いません。
2. 当社は、本オプションの使用により発行されたバッジについて、偽造・偽証などに対するセキュリティ保護性、個人情報のハッシュ化の安全性を含むいかなる類の保証も行いません。
3. 契約者は前各項を承諾し、本オプションの利用に係る一切の損害に対し、当社に損害賠償を請求しないことを承諾するものとし、

第14条（設備の修理又は復旧）

1. 本オプションの利用中に、契約者が本オプションに障害を発見したときは、契約者は自身の設備に故障がないことを確認の上、当社にその旨を連絡するものとし、
2. 本オプションに障害が生じたことを当社が確認したときは、当社は遅滞なく本オプションを復旧させるものとし、

第15条（サポート）

本オプションに関して当社が契約者に提供するサポートの方法、対応時間、範囲などは基幹契約にて本体の「KnowledgeDeliver」ないし「ナレッジデリ」に対して定めた内容に準ずるものとし、

第16条（秘密保持）

契約者及び当社は、書面による事前の承諾なくして、本オプションの利用に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとし、なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするもの

とします。ただし、次の各号に該当する情報については、秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます。）の責によらずして公知となったもの
- (2) 受領者が第三者から秘密保持責務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
- (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

第17条（紛争解決）

契約者の本オプションの利用に関し、エンドユーザ、もしくは他の第三者から当社に対して何らかの請求がなされるかもしくは訴えが起こされる等の紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用負担で当該紛争を処理解決するものとし、当該紛争に起因して当社が受けた損害及び弁護士費用を補償するものとします。

第18条（協議）

本規約に定めのない事項については、当社と契約者の間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第19条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とします。

付則

1. 2021年3月18日 制定

株式会社デジタル・ナレッジ